

地方公共団体の資産・債務改革の取組状況

○資産・債務改革とは
 厳しい財政状況のもと、歳出削減というフロー面の取組だけでなく、抱えている資産を再点検し、売却できるものは売却するというストック面での検討を行い、債務増加の抑制を図ろうとするもの。
 具体的な手順は右記のとおり。

○資産・債務改革の手順

①資産・債務の実態把握と情報開示



②資産・債務改革の方針策定



③資産・債務改革の実施

➢ 資産台帳の整備を伴う地方公会計の整備が重要
 資産台帳整備(段階的なものを含む)を前提とする新地方公会計モデルを用い財務書類を作成する団体は、H20年度決算分について約1,000団体、H21年度決算分について約1,650団体(見込)

➢ 全庁的な管理が必要として、横断的な組織や専従組織を置くなどの例

➢ 職員宿舍、公用車等県有資産の集約・売却
 ➢ インターネット公売の実施等
 ➢ 信託された普通財産の土地を用いての開発事業
 ➢ 施設等への広告掲載

○全庁的な資産・債務管理の具体例

横浜市

- ①全庁的に保有土地等の現状把握(資産棚卸し)を実施し、あわせて財産管理の適正化を図る。
- ②普通財産の貸付だけでなく、行政財産の余裕部分の貸付を促進する。
- ③資産活用に有用な土地建物管理システムを段階的に整備する。
- ④財産調整会議を財産活用会議に改め、従前の個別審議に加え、売却可能資産の検討など必要な協議を行う。
- ⑤「土地開発基金」を「資産活用推進基金」として機能拡充する。

佐倉市(千葉県)

- ①全庁的に土地・建物・設備を、経営的な視点から設備投資や管理運営を行い、経費の最小化・施設効用の最大化を効果的に行うためのファシリティマネジメント推進基本方針を策定。
- ②土地・建物等の情報をデータベース化を行い、客観的な評価と適正な維持管理を図る。
- ③十分に利用されていない土地や利用計画のない土地の利活用や売却の促進を図る。
- ④管理職を対象としたファシリティマネジメント研修の実施。
- ⑤維持保全業務の適正化を図るため、所管部課ごとの維持修繕予算を段階的に集約。

龍ヶ崎市(茨城県)

- ①市の全施設について施設管理マネジメントの手法を導入し、全庁統一した考えで経費の削減に努めている。
- ②設置又は取得時の状況、保守管理、修繕等に伴い生じた設備等の有用な情報について設備管理カードへ記録し、改修時期等を見計らった中長期保全計画や市の実施計画、予算に反映させている。
- ③各公共施設のライフサイクルコストを算定した上で、市全体としての中長期保全(改修等)計画を策定。
- ④未利用地のインターネット等を通じた売却。